

箕輪町地下水保全条例（昭和56年10月6日条例第37号）

最終改正：平成12年3月24日条例第5号

改正内容：平成12年3月24日条例第5号

○箕輪町地下水保全条例

昭和56年10月6日条例第37号

改正

平成8年6月24日条例第11号

平成9年3月19日条例第10号

平成12年3月24日条例第5号

箕輪町地下水保全条例

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、箕輪町内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、地下水採取に係る調整を行うことにより、地下水資源を保全し、もって町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）地下水 井戸により採取する地下水をいう。
- （2）井戸 動力を用いて地下水を採取するための施設及び横井戸をいう。
- （3）採取者 次条により許可を受けた者及び第8条並びに第9条により届出をした者をいう。

第2章 地下水の採取の規制

（地下水の採取の許可）

第3条 箕輪町内で地下水を採取するため井戸（揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときはその断面積の合計）が6平方センチメートルを超えるもの及び横井戸）を掘削する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸のストレーナーの位置を変更し、又はその井戸の吐出口の断面積を、許可を受けた断面積より大きくしようとする者も同様とする。

2 町長は前項の許可をするときは、次条に定める許可基準に適合していると認める場合でなければ同項の許可をすることができない。

3 国又は県の機関が第1項の規定に該当する行為をしようとするときは、国又は県の機関と、町長との協議が成立することをもって第1項の許可があったものとみなす。

4 町長は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（許可基準）

第4条 地下水の採取に係る許可基準は、次の各号に定めるところによる。

- （1）地下水の有効的な利用に支障がないこと。
- （2）既設の水道水源又は井戸の地下水の採取に影響を及ぼすおそれがないこと。
- （3）地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当であること。
- （4）他の水をもって代えることが困難であること。

（許可申請）

第5条 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- （1）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- （2）地下水の用途
- （3）井戸ストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- （4）1日平均採取量

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面、その他町長の指定する図書を添付しなければならない。

（許可、不許可の通知）

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは遅滞なく許可、不許可の決定をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

（完成の届出）

第7条 第3条により許可を受けた者は、井戸が完成した日から15日以内に町長に届出書を提出しその検査を受けなければならない。

(地下水採取の届出)

第8条 箕輪町内で地下水を採取するため井戸(揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートル以下のもの)を掘削しようとする者はあらかじめ第5条に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

(経過措置)

第9条 この条例施行の際、現に地下水を採取するため井戸を使用している者若しくは、井戸を掘削している者は、この条例施行後90日以内に第5条に規定する事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た者のうち、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの及び横井戸を使用している者若しくは掘削している者は、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

(氏名等の変更の届出)

第10条 採取者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合においては、その変更のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可及び届出の承継)

第11条 採取者から許可及び届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第12条 採取者がその許可施設につき、次の各号の一に該当するに至ったとき、当該許可施設に係る許可は、その効力を失う。

(1) 許可施設を廃止したとき。

(2) 許可井戸の揚水機を動力によらないもの(横井戸を除く。)とし、又はその吐出口の断面積を6平方センチメートル以下としたとき。

2 採取者は、前項に該当する日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。同項第1号により廃止したときは原状に回復しなければならない。

(許可の取消し等)

第13条 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 町長は、第3条第1項の規定に違反して許可を受けずに採取している者又は同条第4項の規定により付した条件に違反した者に対し、当該施設による地下水の採取を停止し、又は相当の期限を定めて、当該施設のストレーナーの位置を変更すること、その他その違反を是正するため期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

3 町長は、予想することができなかつた特別の事情の発生により地下水の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することができる。

第3章 審議会

(審議会の設置)

第14条 地下水の保全に関する重要事項を調査審議するため、箕輪町地下水保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 審議会は、この条例に規定されているもののほか地下水の保全について、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第16条 審議会の委員は、箕輪町環境保全条例(平成9年箕輪町条例第10号)の規定に基づく委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は会務を総務し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第18条 審議会は必要に応じ町長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 雑則

(立入調査)

- 第19条 町長は、この条例を施行するため、必要な限度において職員をして当該土地に立ち入らせ、調査させることができる。
2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(勧告)

- 第20条 町長は地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理者に対し期限を定めて必要な措置(採取行為の一時停止を除く。)をとるよう勧告することができる。

(措置命令)

- 第21条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて当該措置をとるべきことを命令することができる。

(措置の届出)

- 第22条 第20条の規定による勧告又は前条に規定する命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、7日以内に町長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

- 第23条 町長は、第21条の規定により命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて採取行為の一時停止を命令することができる。

(苦情及び紛争の処理)

- 第24条 地下水の採取に関する苦情のある者又は紛争の当事者は、町長に対し、苦情又は紛争のあつせん若しくは調停の申し立てをすることができる。
2 町長は、前項の規定による苦情又は紛争についてその適正な解決に努めるものとする。

(補則)

- 第25条 この条例に定めるもののほか、この条例施行に関し必要な事項は、町長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第26条 第13条第2項、第21条及び第23条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
2 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
(1) 第3条第1項の規定に違反した者
(2) 第7条、第8条、第9条第1項、第10条及び第12条第2項の規定に違反して地下水を採取した者、又は虚偽の届出をした者
(3) 第13条第1項の規定による偽りその他不正な手段により許可を受けた者
(4) 正当な理由がないのに第19条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者

(両罰規定)

- 第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、昭和56年12月1日から施行する。

附則(平成8年6月24日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附則(平成9年3月19日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第18号で平成9年9月5日から施行)

附則（平成12年3月24日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の適用日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。